

## 入賞候補作品には意匠権侵害の事前調査を!

優れたデザインでも、他人の意匠権に抵触すれば、製造・販売等の実施はできません。

また、知らずして意匠権に抵触した作品に賞を与えてしまうと、コンペの信頼性を損なうことにもなります。

この事前調査は、すでに「グッドデザイン賞：公益財団法人日本デザイン振興会」や、「かわさきデザインコンペ」等の多くのコンペ主催者様にご利用を頂いています。

### ● 膨大な数のデザインに意匠権があります

物品のデザインであれば、ほとんどが意匠登録の対象です。そして、15年前の登録から現在に至るまでの登録意匠に意匠権が存続している可能性があります。その数は約40万件以上にのぼります。

### ● 意匠権は類似のデザインにまで及びます

意匠権の範囲はデッドコピーだけでなく、類似するデザインにまで及びます。そのため、意匠権の範囲であるか否かをデザイナー自身やコンペ主催者が判断することは難しいことです。

### ● 登録意匠を知らずに創作した作品であっても権利侵害になります

著作権と同様、他人の登録意匠の存在を知らずに独自に創作した場合であっても、登録意匠に類似する範囲のデザインを実施すれば意匠権の侵害になります。

### ● 事前の意匠権調査が重要

入賞候補作品が物品のデザインである場合は、入賞決定前に意匠権調査をすることをお奨めします。  
(イラスト、キャラクター等、意匠権の対象外のデザインは、意匠権調査は不要です。)

内閣府が所管する一般社団法人である当協会は、意匠権調査を主要な事業の一つとして専門スタッフにより、精緻な調査を行っています。

## 「意匠権調査」について

### ■ 調査対象デザインの単位

- ・ 特定の物品の特定の形状等を表したデザインが1件の調査対象になります。
- ・ 同じ物品であっても2種類以上のデザインである場合は、それぞれのデザインが調査対象になります。

### ■ 依頼方法

- ・ 調査対象1件ごとに以下の内容を記載し、調査依頼書とともに当協会に送付、または持参します。
  1. デザイン対象の物品が何であるかについて、一般的な物品名または説明
  2. 形状等の特徴が理解できるよう、図、イラストで表したデザイン  
(一般に、コンペ応募の書類・図面のコピーで対応可能です。立体物のみでの応募の場合は、写真に撮ったものの依頼となります。)
- ・ 所定の「調査依頼書」は当協会HPに掲載していますが、形式は問いません。

### ■ 調査期間、調査結果報告の内容

- ・ 調査対象が20件程度以内の場合は、1～2週間で「調査報告書」をお届けします。  
早急に調査結果を必要とする場合等は、ご相談ください。
- ・ 「調査報告書」の内容は、1件ごとに調査結果を報告書に記載します。  
近似するデザインや基本構成が共通するデザイン等の登録意匠が発見された場合は、それらの意匠公報のコピーを添付します。

